

表 1 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R5	まちづくり部 都市計画課	長崎市立地適正化計画改訂	17,759	R4.4 ～ R6.3	長崎市都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）の実現に向けて、平成30年4月に策定した長崎市立地適正化計画について、法の改正により防災指針の策定が求められたこと、及び概ね5年ごとに見直しを行うこととしていることを踏まえ改訂する。	都市再生特別措置法に基づく本計画の見直しを実施し、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、都市機能や居住機能を誘導する上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針（防災指針）を策定した。 今後、関係機関と連携しながら、都市機能、居住機能の誘導に向けた取組みを推進していく。	なし (配布済)
2	R5	まちづくり部 都市計画課	松が枝周辺地区整備構想	0	R4.3 ～ R5.11	松が枝地区は、埠頭の2バース化による国際交流拠点の形成を目指すこととしており、人の流れやまちづくりの動き、さらには観光形態の変化等を踏まえ、長崎県と本市において、この地に求められる機能や施設を整備・誘致する必要がある。 このことから、今後、松が枝地区の整備を行うにあたりコンセプトや土地利用のイメージを共有するため、「松が枝周辺地区整備構想」を策定する。	本構想は、長崎県が設置する松が枝地区整備構想検討会議において検討を重ね、関係機関等との意見交換を踏まえ、事業主体である県及び市で策定し令和5年12月に公表した。 今後、県と連携しながら、設定した将来像や土地利用のイメージの実現に向けた取組みを行う。	なし (会派団長へ配布済)
3	R5	建築部 住宅政策室	長崎県マンション管理適正化推進計画	0	R5.3 ～ R5.6	管理組合等によるマンションの適切な管理を推進するための施策を講ずることにより、マンション及びその周辺における良好な居住環境の確保を図り、安全で安心な住まいやまちづくりを推進するため、マンション管理適正化推進計画を策定した。	策定にあたっては、管理計画の認定基準、指導方針等について独自の基準を設けず、国が基本方針で示す標準的な内容を記載することとし、当該計画作成に係る事務負担の軽減及びマンション施策効果の早期発現を目的として、長崎県下共同で作成した。 本計画の策定により適正な管理計画を作成した既存マンションを認定することにより、区分所有者の管理意識の向上及び適正な管理に伴ったマンションの市場評価の向上などの効果が期待される。 また、市内マンションの管理状況に関する実態調査を行っており、その結果を踏まえ必要に応じて推進計画の見直しを行う。	なし

表 2（令和6年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R6	土木部 土木企画課	平和公園再整備 基本計画	26,596	R3.4 ～	長崎県事業の長崎南北幹線道路計画を契機として、平和公園（西地区）のあり方や道路計画に支障をきたすスポーツ施設の再配置などについて検討し、平和公園（西地区）の再整備に係る基本計画を策定する。	本市の附属機関である長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会での意見を取り入れながら策定に取り組む。
2	R6	土木部 土木企画課	長崎市バリアフリーマスタープラン・基本構想	293	R6.4 ～	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るため策定した、長崎市バリアフリーマスタープラン・基本構想の計画期間が令和7年度に満了となるため次期マスタープラン・基本構想を策定する。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき設置した、長崎市移動等円滑化推進協議会や市民の意見を取り入れながら策定に取り組む。
3	R6	まちづくり部 都市計画課	長崎都心まちづくり構想	4,494	R4.4 ～ R6.4	今後の本市の発展に向けては、各種大型プロジェクトから生じる効果を、「まちなか」を含む都心部全体に波及させる等、ネットワーク型コンパクトシティの中核である都心部の賑わい・活力を持続・発展させていく必要がある。 このことから、都心部を土地利用の特徴に応じてエリア分けし、エリア毎に将来のまちづくりの方向性を示しつつ、これらを有機的に連携させ、新たな施設から生まれる効果を都心部全体の活性化に繋げることを目的に、都心部全体を俯瞰した将来のまちづくりの方針となる「長崎都心まちづくり構想」を策定する。	計画策定にあたっては、都心まちづくり構想策定検討委員会や関係者等との意見交換を経て策定する。本構想の策定によって、国、県、市をはじめ、市民や経済界が将来のまちづくり方針を共有することで、プロジェクトや民間事業の有機的な連携による都心全体への経済効果の波及と着実な事業推進を図る。
4	R6	まちづくり部 都市計画課	長崎まちづくりのランドデザイン	13,219	R6.4 ～ R7.10	「経済再生」と「定住人口増加」に向けて、西九州新幹線開業や松が枝国際観光船埠頭2バース化など、新たなまちの基盤から生まれる効果を市全体に波及させる「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を実現するため、都心部の各エリア間の回遊や、都心部と周辺部のネットワークの維持・強化等を軸とするまちづくりの具体的な方向性を示す「長崎まちづくりのランドデザイン」を策定する。	計画策定にあたっては、長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会や関係者等との意見交換、市民ワークショップなどを行いながら策定する。 ランドデザインの策定によって、新たなまちの基盤から生み出される効果を、市全体へ波及させることで、土地利用と人の動きから、経済再生と定住人口対策を後押しする。

表 2 (令和6年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
5	R6	まちづくり部 公共交通対策室	長崎市地域公共交通計画	6,830	R6.4 ～ R8.3	国が定める基本方針に基づき、将来のまちづくりや市民の利益の確保を見据えて、将来にわたり持続可能な公共交通機関へと転換していくため、令和3年8月に策定し令和7年度で計画期間満了となる長崎市地域公共交通計画の次期計画を策定する。	現行の計画が令和7年度で計画期間満了となるため、令和8年度を開始時期とする本計画を令和7年度に策定する。 本計画により、行政と事業者や関係者が連携・協力し、公共交通ネットワークのあるべき姿を明らかにしつつ、取り組むべき施策を展開し、持続可能な公共交通への転換を図る。
6	R6	上下水道局 総務課	長崎市上下水道事業マスタープラン2025	0	R5.4 ～ R7.3	本市の上下水道事業が目指すべき将来の方向性等を示した現行の「長崎市上下水道事業マスタープラン2015」の計画期間が令和6年度に満了することに伴い、社会経済情勢の変化、上位計画の動向、上下水道事業を取り巻く環境等を踏まえ、本市の上下水道事業が今後さらに発展的に持続するための指針として、新たに「長崎市上下水道事業マスタープラン2025」を策定する。	令和5年度から、現行のマスタープランの振り返り・評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて次期マスタープランの方向性を整理し、長崎市上下水道事業運営審議会の審議を経ながら、素案の作成を進めている。また、パブリックコメントにより、市民からの意見を反映させるよう予定している。 国が策定を求めている経営戦略に適合するよう、国の「経営戦略策定・改定マニュアル」に基づき、経営の現状分析や将来の事業環境を把握し、投資・財政計画を盛り込むこととしている。 当該計画に基づき計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られるため、将来にわたって安定的に事業を継続していくことができるものと期待できる。